

一般社団法人 千葉県訪問看護ステーション協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県訪問看護ステーション協会と称する。

(事務局)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、千葉県内における訪問看護事業の円滑な運営、サービスの質を確保し、県民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業の管理運営の適正化と、その資質向上に関する教育等に関する事業
- (2) 訪問看護の推進・普及に関する事業
- (3) 訪問看護師の人材確保に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した千葉県内の指定訪問看護ステーションの事業者
 - (2) 準会員 この法人の事業の目的に賛同する指定訪問看護ステーション以外の訪問看護事業者およびこの法人の目的に賛同し正会員から離脱し上記に属さない個人（看護師・保健師）又は事業者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、総会において定める定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び準会員は総会において定める定款細則の規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは会員である事業者が休止・廃止となった時。
- (3) 細則に定めた催告の期限を超過し、会費の支払い義務が履行されなかった時
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は総会において定める定款細則の退会手続きにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の事項の一つに該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、総会の一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は細則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 この法人は、会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときであっても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(会員名簿)

第12条 この法人は、会員の名称及び住所等を記載した会員名簿を作成する。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(開催)

第14条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(権限)

第15条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で決める事項

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、総会の日の1週間前までに各会員に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

2 正会員は、他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において、表決を委任した者は出席したものとみなす。

(議決)

第19条 総会の議決は、総正会員の議決権の過半数の会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については法令の定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、署名、押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長・副会長、理事会の決議によって選定及び解職する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

4 監事は会員以外の者から選任することが出来る。

(役員任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会終結の時とし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 2 役員は、辞任または任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利を有する。
 - 3 理事又は監事は、連続3回まで再任されることできる。但し、理事会でこれを超えて就任することを認めた場合は、この限りでない。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することが出来る。

(役員報酬)

- 第25条 理事又は監事は無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事又は監事には職務を執行するために要する費用を弁償することが出来る。
 - 3 前項2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に決める。

(役員職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を遂行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、業務を遂行する。会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 4 監事は、会務全般の執行状況の監査を行う。

(顧問)

- 第27条 この法人に顧問2名以内を置くことができる。
- 2 顧問は役員の議を経て会長が委嘱する。
 - 3 顧問の任期は、会長の任期とする。
 - 4 顧問は、会長の諮問に対応する。

第6章 理事会

(理事会の設置)

- 第28条 この法人に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- 2 この法人の業務執行の決定
 - 3 理事の職務執行の監督
 - 4 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けた時又は会長に事故があったときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、議決に加わることが出来る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、その決議について特別の利害関係を有する理事は決議に加わることが出来ない。
- 2 会長が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面または、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議をのべたときはその限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法人法上の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。

(その他)

第34条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める定款細則による。

第7章 委員会及び地区部会

(委員会)

第35条 この定款及び細則に定めるもののほか、この法人の事業を推進するために必要な時は、理事会の決議により、委員会及び地区部会を設置することができる。

- 2 委員会及び地区部会は、総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。
- 3 委員会及び地区部会の委員は、理事会が選任する。
- 4 委員会及び地区部会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎年事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得て、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、または、承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事業所に10年間、備え置くと共に、定款及び会員名簿を主たる事業所に備え置くものとする。

第9章 その他

(事務局設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置き、会長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議による。

(公告)

第40条 この法人の公告方法は、電子公告による方法とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

(定款細則)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の決議により別に定める。